

保有個人情報開示請求事務に係る事務処理誤りについて

保有個人情報開示請求事務に係る事務処理誤りが判明しました。

1 概要及び原因

(1) 概要

保有個人情報開示請求事務に係る事務処理において、「保有個人情報開示決定の追加の開示決定について（通知）」（以下「通知文書」という。）を開示請求者A氏に対し、令和8年4月8日に郵送した。

令和8年4月10日夕方、「受け取った文書に誤りがあるのではないか」とA氏が通知文書を持参し来庁され確認したところ、文中に本来であれば、A氏の姓が表記されるべきところB氏の姓が表記されていたことを確認した。

(2) 原因

通知文書を作成する場合、同事務処理を行った文書を活用している。その文書には、文頭にあて名となる開示請求者の氏名を入力する箇所と文中に開示請求者の姓を入力する箇所がそれぞれ1か所ずつあった。

今回、A氏の通知文書を作成する際、直近で同事務処理を行ったB氏あての文書を活用した。

本来であれば、文頭の開示請求者の氏名と文中の開示請求者の姓のそれぞれを修正すべきところ、文頭の開示請求者のみを修正し、文中の開示請求者の姓については修正を行わなかった。

未修正箇所があったことに気づかずにA氏に郵送した。

2 事務処理を誤った文書及び件数

保有個人情報開示決定の追加の開示決定について（通知） 1件
（他者の姓が記載されたもの）

3 対応

- ・ 令和8年4月10日に来庁されたA氏に対し、その場で謝罪するとともに修正した通知文書をお渡しした。
- ・ B氏に対しては令和8年4月14日に電話にて謝罪を行いましたが、後日、改めて面会の上、謝罪を行う予定としている。

4 防止策

今回の通知文書については、文中での開示請求者の姓を記載しないよう通知文書のフォームを修正した。また、類似の文書等についても同様に点検を行った。